

大きく変わる健康診断制度

特定健診・特定保健指導 最終回

新たに始まる健康診断制度（特定健診）のメリットは、自分の健康を守るためのバロメーターになること、そして将来の保険料を安くすることができること。今月は、健診を受けることで保険料を安く出来るというお得なお話です。

特集・生活習慣病を防げ！〈Ⅲ〉

来年度からスタートする健康診断（以下、健診と言います）の「特定健診」「特定保健指導」は、第1回にお話しました。

健診は、加入している公的医療保険（国民健康保険、政府管掌健康保険、各種共済組合健康保険など）の仕組みの中で受けていただくこととなります。

各自治体が主体となるのは、国民健康保険加入者（以下、国保加入者）が対象の40歳から74歳まで。本町は、大雪広域連合（東川町、美瑛町、東神楽町）が実施主体です。

本町の国保加入者の健診受診率は27・6%。受診率目標65%の半分にも達していません。健診の受診が進まなければ、

生活習慣病に対する町内の自覚が進みませんから、病気が減らず町内全体の医療費も抑制できません。

そこで、積極的に健診を受けていただくため、健診の受診率目標を達成できなければ、私たちが支払う保険料負担が増えるというペナルティーの仕組みも始まることになりました。

現状では、将来の保険料負担が高まる可能性が高いのです。

健診を受けて将来の保険料を抑えましょう

支払う保険料の一部は、後期高齢者医療制度（75歳以上を対象にした新たな医療制度）を支

えることとなります。新たに「後期高齢者支援金」と呼びます。目標への達成状況によって、保険制度からの支援金への支出額が増減する仕組みになります。私たちの保険料は、支援金財源の一部です。ペナルティーとして負担増となる保険料はここに充当になるわけです。

後期高齢者支援金の1人当たり負担額は、約3万5千円（平成16年度）と試算されていますが、年々医療費が増大しているため、支援金額はさらに高くなるのが予想されます。

平成20年度以降の医療保険制度

